

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日翌日翌日翌日)

目次

- ◇ 告 示 保険薬剤師の登録(保険課)
土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)
土地改良事業の認可(〃)
土地改良事業の工事の完了(二件)(〃)
県道の区域の変更(道路課)
県道の供用の開始(〃)
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない政治団体
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第五百九十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成二年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
河本 志磨子	鳥薬第七四四号	平成二年六月十四日
岡田 裕子	鳥薬第七四五号	平成二年六月十五日
戎谷 佐知子	鳥薬第七四六号	〃

鳥取県告示第五百九十九号

泊村が行う土地改良事業(地区再編農業構造改善事業石脇地区農道整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年七月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、境港市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業渡東地区農道整備）を平成二年六月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
上安曇地区土地改良事業共同施行	非補助事業上安曇地区区画整理	平成二年三月十二日

鳥取県告示第六百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
会見町	非補助事業生鹿野地区区画整理	平成二年三月三十一日
日野町	農村地域農業構造改善事業日野(舟場)地区	平成元年三月二十日
"	農林業地域改善対策事業下榎(漆原)地区	平成二年三月二十日
"	地域改善対策特定事業下榎(加勢地)地区	平成元年三月二十日

鳥取県告示第六百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、
 県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成二年七月三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
金屋谷米子線	米子市福万字八久保田北九四二一―地先から同市福万字八久保田南九〇〇―一―地先まで	九・〇〇 一〇・〇〇	(メートル)	(メートル)長
変更後	一一・五〇 一二・五〇	二二・五〇		三〇〇・〇

鳥取県告示第六百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、
 次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成二年七月三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
金屋谷米子線	米子市福万字八久保田北九四二一―地先から同市福万字八久保田南九〇〇―一―地先まで	平成二年七月三日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

平成二年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二年七月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

- 一 日時 平成二年七月五日（木）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室
- 三 議題 若桜町長選挙に係る審査申立てについて

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二年五月二日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年七月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党米子市成美支部	渡辺 衛	小笠原政次郎	米子市新山四二〇
自由民主党米子市彦名支部	田中 禾一	末腹 敏郎	米子市彦名町二八五六―三
自由民主党倉吉市明倫支部	松井 繁一	松井 繁一	倉吉市広瀬町二〇一五―二
自由民主党岩美町支部	奥田 鶴雄	井出 英市	岩美郡岩美町大字大谷六二四
自由民主党会見町支部	赤井 繁美	板持 実	西伯郡会見町田住四一三

安達昭男後援会	古井 米	井田 愧	米子市和田町二五六七
吳臣義塾	松本 利雄	吉村 秀男	米子市灘町二丁目一四五
東風会	安田 光昭	宇田川 潔	米子市西福原八六二―四
友定節雄後援会	足立 良彦	杉山 博美	米子市塩町四二
安田省二郎とみんなの会	原 栄一	松本 康影	鳥取市富安二丁目二〇

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年七月三日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

<p>回胴式遊技機</p>	<p>ぱちんこ遊技機</p>							<p>遊技機の種類</p>			
<p>ビッグベンハー</p>	<p>マッハ</p>	<p>道路工事</p>	<p>フィーバーサイクロン</p>	<p>スーパースター</p>	<p>ビックベンII</p>	<p>まねき猫</p>	<p>汽車ポッポDX</p>	<p>ラッキーボーイ</p>	<p>フロンティア</p>	<p>型 式</p>	
<p>大東音響株式会社</p>	<p>株式会社大同</p>			<p>株式会社平和</p>							<p>製造業者名</p>